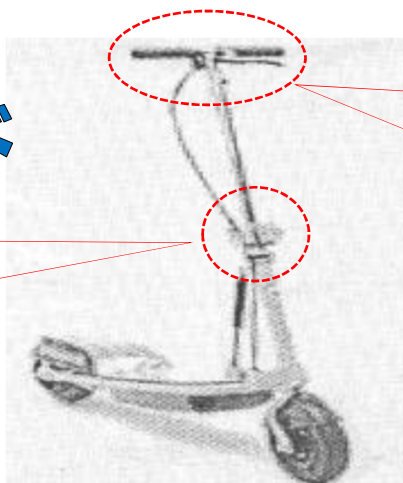


# 道路運送車両の保安基準に適合していない

## 電動

## キックボード

(例)  
前照灯や警音器が  
備わっていない！



(例)  
バックミラーやウインカー  
が備わっていない！

## は公道では 走れません！

## 保安基準に適合していても…



### 運転免許(定格出力に応じたもの)が必要！

※道路交通法上は二輪の自動車又は原動機付き自転車になります！



### 車両区分に応じた通行方法の遵守が必要！



### ヘルメットの着用が必要！

交通ルールを守ってね！



### ナンバープレートの取付けが必要！



### 自動車損害賠償責任保険への加入が必要！



車両を保安基準に適合させるのは、**使用者の責任**です。適合しているかどうか分からない場合や定格出力が分からない場合は、必ず販売店等において確認してください。

## お問い合わせ

### 道路運送車両の保安基準に関すること

中部運輸局福井運輸支局整備担当 0776-34-1603

### 道路交通法の通行ルール等に関すること

福井県警察本部交通部交通企画課 0776-22-2880(内線5023)

# 電動キックボード等で公道を走るには 道路運送車両の保安基準に適合していないといけません

その他にも、ナンバー取付や自賠責保険への加入、  
運転免許等の交通ルールを守る必要があります。

※ナンバーについては、最寄りの市役所等に、自賠責保険については扱っている保険会社へお問い合わせ願います。

## 電動キックボード等に必要な保安装置 (原動機付自転車に該当する場合)



出典: 国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/common/001352346.pdf>)

### 原動機付自転車の 範囲及び種類

長さ: 2.5m以内  
幅: 1.3m以内  
高さ: 2.0m以内

定格出力: 1.0 kW以下  
(二輪を有するもの(側車付のものを除く))

{ ※定格出力0.6kW以下の場合 }  
第1種原動機付自転車になります。}

### その他要件<抜粋>

#### 〔制動装置〕

細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置が必要です。  
(最高速度25km/h未満の場合)

#### 〔灯火及び保安装置関係〕

性能、取付位置等については告示の要件を満たす必要があります。

※これら保安基準については、国土交通省のHPをご覧ください。

(国土交通省) → (自動車) → (点検整備・保安基準等)  
→ (保安基準等) 第59条～第67条等



道路運送車両を保安基準に適合させるのは使用者の責任です。  
適合しているかどうか、わからない場合は、必ず購入時に販売店  
等において確認してください。

